

## 第 18 回太田市景観審議会会議録

開催日時	令和元年 5 月 28 日（火）午後 1 時半から午後 3 時 40 分
開催場所	太田市役所 議会棟 4 階 議会第 2 会議室
出席委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・増山正明委員      ・渡邊美樹委員      ・柳澤美樹委員</li> <li>・若林宏宗委員      ・権田博良委員      ・松浪康行委員</li> <li>・西村豊委員      ・山田進委員      ・茂木一博委員</li> <li>・村井有子委員      ・赤間美代子委員      ・丸橋康美委員</li> <li>・間々田尚広委員      ・栗原善太郎委員      ・佐俣康雄委員</li> </ul>
事務局	(都市政策部) 赤坂部長、齋藤副部長 (都市計画課) 柳課長、八木田課長補佐、町田主任、糸井主事
事務局 (町田主任)	<p>皆さん、こんにちは。          本日は、ご多忙のところ、第 18 回太田市景観審議会にご出席くださいまして、ありがとうございます。          開会に先立ちまして、都市政策部 赤坂部長よりご挨拶申し上げます。</p>
事務局 (赤坂部長)	<p>皆さん、こんにちは。          都市政策部長の赤坂でございます。          本日は、大変にお忙しい中、景観審議会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。開催にあたりまして一言ごあいさつ申し上げます。</p> <p>この 4、5 日は非常に暑かったですね。今日はいくらか下がりましたでしょうか、我が家でも夜にエアコンを稼働させました。皆さんも熱中症には気を付けていただきたいと思います。</p> <p>さて、現在、本市の第二次太田市総合計画で「人と自然にやさしく、品格のあるまち太田」を目標として、まちづくりを進めています。その中で、景観に関しては、「屋外広告物の適正表示の指導」つまりは「地域の特性を活かした景観づくり」を基本としておるところでございます。</p> <p>「屋外広告物の適正表示の指導」は、道路沿線ごとの調査と指導が、本年度ようやく一区切りというところでしょうか。          今後は、「地域の特性を活かした景観づくり」ということで、景観形成重点地区の指定など、きめ細やかな景観づくりに動き出してまいりたいと考えております。</p> <p>都市政策部の施策は、スピーディな事業実施が望まれておるところではありますが、こと、景観の形成に関しては時間を要するもので、一つの課題と認識しております。</p> <p>いずれにしましても市の良好な景観を保全し、未来に引き継ぐため、今できること、委員の皆さん、市民や事業者、団体の皆さんなどのご協力をいただきながら、景観づくりを進めてまいりたいと考えていますので、引き続き、ご指導、ご協力くださいますようお願い申し上げます。ご挨拶とさせていただきます。          本日は、誠にありがとうございます。</p>
事務局 (町田主任)	<p>ありがとうございました。          ここで、本年度の事務局体制につきまして、改めて紹介をさせていただきます。          都市政策部 都市建設担当 齋藤副部長です。</p>

	<p>都市計画課 柳課長です。</p> <p>そして、本年度から担当係名が変わりました。</p> <p>都市計画課 景観係 八木田課長補佐です。</p> <p>同じく景観係 糸井主事です。</p> <p>私は、本日の進行を務めます、景観係 町田です。よろしくお願いいたしますします。</p> <p>なお、本日の追加資料として、「屋外広告物是正指導マップ」と「屋外広告物の安全管理のお願いと許可制度の周知について」、2点を配付させていただきました。また、事前に郵送させていただきました議案書の方、お手元にございますか。</p> <p>もし、無いという方がいらっしゃいましたら、事務局へお申し付けください。皆さま資料はよろしいでしょうか。</p>
事務局 (町田主任)	<p>(1 開会)</p> <p>只今より、第18回太田市景観審議会を開会いたします。</p> <p>本審議会につきましては、太田市景観条例施行規則第39条第2項に「委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。」と規定されておりますが、本日は15名の委員全員の方にご出席いただいておりますので、本会議は成立していることをご報告させていただきます。</p>
事務局 (町田主任)	<p>(2 会長挨拶)</p> <p>ここで、太田市景観審議会の会長であります、増山会長よりご挨拶をいただきたいと思ひます。</p> <p>増山会長、よろしくお願いいたしますします。</p>
増山会長	<p>皆さん、改めてこんにちは。</p> <p>本日は、お忙しい中、ご都合をつけていただき大変ありがとうございます。今回、第18回ということで景観審議会ということになります、一言ご挨拶申し上げます。</p> <p>委員の皆さまには、昨年10月でございますか、新しい体制での景観審議会を発足させていただきました。審議会として、この体制では2回目の開催ということになります。</p> <p>本日の審議会では、審議事項が1つ、報告事項が2つ、それから、協議事項が1つあります。</p> <p>中身としましては、まずは、いつもの様に今年度の景観賞について、ご審議いただきます。</p> <p>そして、景観関連の事業の平成30年度の実績と令和元年度の計画についての報告がございます。</p> <p>さらに今回は、景観形成重点地区等の素案ということで、お示しされておりますけども、それについてもご協議をいただくということになります。</p> <p>委員の皆さまからの積極的なご意見をいただくと共に議事のスムーズな運営につきましてもご協力をお願いいたしまして、ご挨拶いたします。本日もよろしくどうぞお願いいたします。</p>
事務局 (町田主任)	<p>増山会長、ありがとうございました。</p> <p>次に、議長の指名でございますが、議長の指名につきましては、景観条例施行規則第37条第2項の規定に基づきまして、会長が議長になることを定めておりますので、会長に議長をお願いしたいと思います。増山会長よろしくお願いいたしますします。</p>
増山議長	<p>それでは、ご指名ですので、しばらくの間、議長を務めさせていただきます。</p>

	<p>本日の議事日程につきましては、お手元の日程の順序で会議を進行いたします。</p> <p>よろしく願いいたします。</p>
増山議長	<p>(3 会期の決定)</p> <p>まず日程第3、会期の決定についてお諮りいたします。</p> <p>本会議の会期は、本日一日と致したいと思っておりますがこれにご異議ございませんか。</p>
委員	<p>(一同、異議なしの声)</p>
増山議長	<p>異議なしと認め、本審議会の会期は本日一日と決定いたしました。</p> <p>(4 会議録署名委員の指名)</p> <p>次に4番ですけれども、会議録署名委員2名をご指名申し上げます。</p> <p>議席番号 3番 柳澤美樹 委員</p> <p>議席番号 15番 佐俣康雄 委員</p> <p>よろしく願いいたします。</p>
増山議長	<p>(傍聴人の申し出の確認)</p> <p>傍聴希望者は、いらっしゃいますか。</p>
事務局 (八木田補佐)	<p>いません。</p>
増山議長	<p>今日はいないですね、わかりました。</p>
増山議長	<p>(5 議 事)</p> <p>それでは、早速ですけれども、日程第5、議事に入りたいと思っております。</p> <p>議案第1号 第9回太田市景観賞について、事務局の方から説明をいたします。</p>
事務局 (糸井主事)	<p>事務局の糸井です。</p> <p>それでは、議案第1号についてご説明いたします。</p> <p>議案書の3ページと4ページが募集要項となっておりまして、細かな規定を定めておりますが、説明に関しては、2ページの日程表と、別紙3の応募用紙で説明いたしますので、よろしく願いいたします。</p> <p>まずは議案書の2ページをご覧ください。</p> <p>「第9回太田市景観賞について」、事務日程の案を一覧表にしたものでございます。</p> <p>本日5月28日に景観賞に関するご審議をいただいた後に、事業の実施決定を行い、8月1日から9月30日を受付期間といたします。</p> <p>昨年度の審議会で、ご指摘のありました、日程等の事前周知ですが、お気に入りの景観発表会の会場やホームページで、例年の募集期間や審査日、表彰式などの日程を参考として公表しており、写真等の準備を促すよう掲載しております。</p> <p>8月には区長会を通して、地区の回覧板や商工おおたへの掲載もしてもらおう予定となっております。</p> <p>また、本年度は、市の職員に情報提供を依頼して、昨年度にも増して、積極的にチラシの郵送なども行っていきたいと考えております。</p>

	<p>さらに、ここ2回、建築関係からの受賞がないのですが、応募件数の減少につながらないように、関係団体への案内の強化にも取り組んでまいります。</p> <p>応募がありましたら随時、事務局で案件の補足調査、現地確認を行い、実際の審査は10月下旬を予定しております。</p> <p>なお、審査会の前、10月上旬に、表彰等評価部会を開催し、審査方法や、表彰対象者の決め方、例えば、建築物が表彰対象となった時に、所有者・設計者・施工業者のどこまでを表彰するのかなど、ご決定いただきます。</p> <p>審査会当日は審査方法を再確認したうえで、現場確認に臨んでいただき、評価点数の集計、意見調整を踏まえて、即日表彰案件を決定、と考えています。</p> <p>結果を、庁内手続きなどを経て、昨年度は2月1日に表彰式を行いました。今年度も1月下旬を軸に、表彰式と景観講演会を考えております。</p> <p>続きまして、別紙3の応募(推薦)用紙をご覧ください。</p> <p>まず、修正をお願いしたいのですが、住所の下の枠に「氏名」、その二つ右側の枠に「電話番号」を入れてください。</p> <p>住所の下が「氏名」、その二つ右側が「電話番号」です。</p> <p>修正を、よろしく願いいたします。</p> <p>今回、「応募者又は推薦者」の右側と応募対象の枠の下から3番目、「代表者又は所有者」の下に(いずれかに○をつけてください。)と付記し、一番下に、米印で「代表者・所有者以外の氏名がある場合は、所属や関係を明記してください。」と加えさせていただきました。</p> <p>これは、昨年審査の時に同様の指摘がありましたことから、事前に応募者に記載していただいた方が、事務がスムーズになると考え、追加させていただいたものでございます。</p> <p>なお、応募対象の枠の一番上、「対象となる内容にチェック印をしてください」の枠内が、募集要項の表彰の範囲をわかりやすく整理したものと なっています。</p> <p>以上、第1号議案の説明になります。ご審議のほどお願いいたします。</p>
増山議長	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>只今、議案第1号について、説明がありました。</p> <p>只今の説明に関しまして、ご意見等がありましたらよろしく願います。</p>
増山議長	<p>いかがでしょうか、ご意見ございますか。</p>
増山議長	<p>この前、市のホームページを見ていましたら、去年の受賞作品だったのでしょうか。今が見頃ですって感じで出ていましたよね。</p> <p>大変タイムリーな感じで良いなと思いました。</p>
増山議長	<p>他にはいかがでしょうか。</p> <p>他にご意見もないようですけども、よろしいですか。</p> <p>それでは、お諮りいたします。</p> <p>議案第1号について、原案のとおり決定することにご異議ございま</p>

	せんか。
委員	(一同、異議なしの声)
増山議長	「異議なし」と認めます。よって、議案第1号については、原案のとおり決定されました。
増山議長	それでは続きまして、報告ですね。 報告第1号について、事務局より説明をいたします。
議案説明 (八木田補佐)	<p>それでは、報告第1号「平成30年度景観関連事業実施報告について」ご説明いたします。議案書は5ページから8ページになります。</p> <p>報告は「景観に関する取り組み」と「屋外広告物に関する取り組み」、それと「景観審議会の開催」の3つに分けてあります。 まず、「景観に関する取り組み」です。 5ページをお開きください。</p> <p>1番の景観法届出対象行為の受理についてですが、周囲の景観に影響を与える大規模な行為については、事前の行為内容の届出を受け、景観形成基準との適合を審査しております。</p> <p>届出対象となるのは、建築物が1000㎡または高さ15mを超える物、工作物は高さ15mを超えるか、高さ2mかつ長さ50mを超える物、その他1000㎡を超える開発行為などで、164件の景観法に定める届出を受理いたしました。</p> <p>行為の内訳は、建築物が41件、工作物は7件。この2つについては、壁面や屋根の色彩が基準に適合するよう指導しています。開発行為が64件。土地区画形質の変更が52件で、行為の目的は表に記載のとおりです。この中には太田市が行った建築行為など通知6件を含んでいます。太陽光パネルに関する届け出が、多い傾向が続いています。</p> <p>次に、2番の第9回お気に入りの景観発表会です。例年、年度初めに開催しており、本年度は現在もイオンモール太田で展示しております。</p> <p>「このとき、ここから、この景色」と題した市内のお気に入りの景観を、昨年度は、27人から写真62点のご応募をいただき、市役所1階とエアリスのホールで展示しました。</p> <p>続いて、6ページにまたがってしまうのですが、3番の「ぐんま景観・まちづくり展」です。こちらは、群馬県が主催のイベントへの参加で、7月13日に群馬会館で開催されました。太田市としては、景観賞とお気に入りの景観のパネルを展示し、観光案内やガイドマップを配布しました。</p> <p>4番、第8回太田市景観賞の表彰式と講演会ですが、2月1日に南庁舎で開催しました。受賞者、講演会につきましては、ここに記載のとおりです。</p> <p>5番の景観形成重点地区の指定への取り組みは、候補地を太田駅北口地区と南一番街地区として、一昨年に実施した「屋外広告物タウニング」に引き続き、屋外広告物の安全管理のお願いと許可制</p>

度の周知を目的に、建築物の所有者と店舗、駐車場等の管理者、536件に、本日追加配付いたしました、周知文とチラシを郵送いたしました。

6番の土地利用の景観形成基準の変更は、土地利用の用途と景観形成基準の不整合が発生したための変更です。

景観計画策定時に、土地利用の用途の指定がない、市街化調整区域や非線引き区域は、田園景観としましたが、その中に住宅団地や工業団地ができた場合は、市街化区域の用途と同じ土地利用をすることになるため、「南ヶ丘住宅団地」「グリーンタウンいくしな」「やすらぎ団地」は、住宅地景観にしております、「矢場」「別所」「藪塚」「東金井」の工業団地は工業地景観に指定した経緯がございます。

また、準工業地域は住宅地景観として決めましたが、工業団地である「リサーチパーク」と「流通団地」は工業地景観として指定しております。

しかし、その後です、市街化編入や地区計画指定がされたときに景観形成基準を変更していなかった準工業地域や工業団地があったことと、区域の名称ですとか区域のエリアが変更した工業団地や地区計画の指定があったため、改めて不整合部分を正しい景観形成基準に指定し、告示したものでございます。

続きまして、屋外広告物に関する取り組みです。

1番の平成30年度許可申請等件数及び手数料ですが、こちらは、平成23年1月1日から、県から屋外広告物の許可等の事務が委譲となり、取り組みを始めましたものでございます。昨年度の許可件数は895件、手数料収入が、9,467,240円でした。

ちなみに、こちらは適正表示に向けた是正指導に取り組んでいる結果、県土木が受付したところに比べ、毎年の許可について、件数で約500件、許可手数料で約600万円が増加となっております。

2番の屋外広告物の現地確認については、平成26年度から引き続き実施しております、完了検査や違反広告物のパトロールを、引き続き、月1回を目安に実施しています。建築確認データなども参考にして、有益な調査ができるように改良しながら行っております。

それと併せて、3番の屋外広告物の是正指導も実施しております。

一つ目の黒丸にありますとおり、1000㎡以上の商業施設や工業団地内の工場などの大規模な施設や国県道や主要市道の沿線の野立て看板、ロードサイン等の是正指導はすでに済んでおります。

昨年度は、主要道路282kmの沿道の店舗の広告物の未指導分179kmのうち、99kmを実施しました。残りに関しては、本年度中の完了を予定しております。

本日お配りしました、屋外広告物是正指導マップの地図の中で、青い線が実施済みの路線、赤い線が本年度実施予定の路線となっておりますので、ご確認いただければと思います。

指導による是正率は、30年度で62.2%、全体では93.0%です。

逆に言いますと2,338件中164件に未だ是正に

	<p>いていない、無許可の案件となっておりますので、引き続き粘り強く取り組んでまいりたいと考えております。</p> <p>4番の簡易除却は、景観ボランティアの皆さんや関係団体にご協力いただきまして、違反簡易広告物、はり紙や、はり札、立看板を除却したものでございます。</p> <p>屋外広告物適正化旬間、9月1日から10日ですね、それですとか、ニューイヤー駅伝前の一斉除却などの強化期間を含め通年で実施しています。</p> <p>5番の景観ボランティアは、3月末現在で講習受講者が220名。個人登録のほか、活動団体として、青少年育成推進連絡協議会、青少推と呼ばれる団体ですね、NPO法人新田環境みらいの会の2団体にご協力いただいております。</p> <p>なお、昨年度はり紙、常習エリアのパトロールを強化して実施しました。</p> <p>6番の屋外広告物条例施行規則の一部改正及び許可地域の変更は、景観でもありましたとおり、土地利用の用途と許可地域区分の不整合を正すための変更です。</p> <p>土地利用の用途の指定がない、市街化調整区域や非線引き区域内は、第1種許可地域となりますが、そこに工業団地などが造成された場合は、市街化区域の工業系用途と同じ土地利用をすることになるため、許可地域の区分も同じ、第2種許可地域となるべきであり、以前から、県の通知に基づき、第2種許可地域としての運用を行っておったところです。</p> <p>しかし、このように条文の解釈で運用するよりも、施行規則を改正した方が良いと考え規則改正し、該当となる地域を定め、告示したものでございます。</p> <p>通常の規則改正に関しては、景観審議会や届出部会での審議を得ての改正となるところですが、すでに行っている業務の具現化ということで、取り扱い自体には変更がございませんので、こちらでの報告とさせていただきます。</p> <p>その他、個別の案件として、更新手続きを行わない申請者への申請指導や現地確認時に発見した屋外広告物の是正指導、市内の風致地区における建築等の規制にかかる許可申請を行っております。</p> <p>8ページに移って頂いて、景観審議会の開催経過についてです。昨年度は、審議会を2回、表彰等評価部会を2回開催いたしまして、10月には委員の改選を行いました。</p> <p>以上、平成30年度景観関連事業実施報告でございます。</p>
増山議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>只今、報告第1号について、事務局より説明がありました。</p> <p>只今の説明に関しまして、ご意見等がありましたらお願いします。</p>
松浪委員	<p>松浪と申します。</p> <p>5ページ目の表の中に開発行為と書いてあるんですけども、これは建築という開発行為になるのでしょうか。それとも別の意味で何か定</p>

	義が違うのかと思ったのですけれども。
事務局 (八木田補佐)	開発許可に該当する物が該当です。
松浪委員	こちらは通常、例えば市街化調整区域に住宅や建築物を建てる時に必要な開発行為という行為があるのですけれども、それと同じ行為ですか。
事務局 (八木田補佐)	同じです。
松浪委員	それと6ページの、先ほど土木事務所の時から… あ、ごめんなさい、四角2の1番の申請件数及び手数料収入についてというところで、土木の時から500件増えたという事なんですけれども、すごい増えた理由というのは何かありますか。
事務局 (八木田補佐)	500件というのは更新件数も含めたものです。届出をしているもので、毎年を更新を含めると500件×3年間で更新期間なので是正で言うと1500から1600件と件数が増えました。 この増加は実際に申請してなかったところに対して、申請して下さいとコツコツお願いした結果です。
松浪委員	続いて、7ページの4番、簡易除却ということなんですけれども、強化案件でパトロール強化して金融とかのはり紙を剥がしているんだと思うんですけれども、こういうのは僕らが勝手に剥がしてもいいんですか。
事務局 (八木田補佐)	これは一応講習を受けて、なおかつ剥がしても良いですよ。という身分証を出しまして、景観ボランティアとなった方をお願いしています。そうでない方は市役所に通報していただいて、我々が剥がしているという様な形になります。
松浪委員	じゃあ、勝手に剥がしてはいけないんですね。すみません、以上です。
増山議長	他にはいかがでしょうか。
権田委員	はい、よろしいですか。
増山議長	はい、どうぞ。
権田委員	今の簡易除却ですか、それに関してなんですが、仕事で市内ぐるぐる回って、特に目立つのが政党及び政治家さん、議員さんのポスター等が最近多くみられるんですよ。 それに関して、屋外広告に該当すればどんな感じかと思ひまして。
事務局 (八木田補佐)	政治活動関係のポスター全てだと思ひますが、届出をしていただいています。
権田委員	届出があればどこでも貼れるってことですか。
事務局 (八木田補佐)	どこでもと言いますか、人の家へ貼る場合は当然その人の許可が必要です。
権田委員	うちの場合は、政党の掲示板でうちの横に貼ってあるんですが、やっぱり辻々に見るんですよ。その辺ちょっと気になるものが多かったんで、最近、どうかなと思ひまして。
事務局 (八木田補佐)	シールか打刻でいつまでと期限を区切って許可してあります。
権田委員	昔ほど酷くはないですよ。昔はのべつ幕無し貼ってありましたけれども…



事務局 (八木田補佐)	昔からその点に関しては届出を政治団体の方にさせていただいて、打刻なりシールを貼っていただいていると思うんですね。貼るに当たっては持ち主の方にも話をする。
権田委員	明らかに景観上、あまり良くないなっている所、やっぱり市内回っていると目立つんですね。
事務局 (八木田補佐)	ありますね。ただ、同じ壁面に4つまでしか貼ってはいけないという規則になっています。まあ、選挙の度にとっては何ですが、4年に1回くらいそういう大きな波が来るような感じでありまして、今年はそういった形になっております。
増山議長	他にはいかがでしょうか。
間々田委員	はい。
増山議長	はい、どうぞ。
間々田委員	表彰式、盛況だったんですけども、参加の人数って何名くらいですか。講演会、表彰式の参加人数。
事務局 (八木田補佐)	資料がありませんが、感じですと90から100人くらいかと。
間々田委員	もう一つ、受賞された方のコメント、第1回でちょっと慣れないところがありますけども、やはりあれは続けていただいた方が表彰式としては良いかなと思いました。
事務局 (八木田補佐)	結構なかなかお話の慣れている方と…
間々田委員	そうだから、あれのコントロールは難しいですね。やはり、おしゃべりすることで皆さん達成感というのか、満足感みたいなものがあり、あれそのものは非常に良かったんだと思うんですけども。
事務局 (八木田補佐)	そうですね、結構気分良くお話していただいて。私、司会の隣にいたので、あの、もう少し早く終わらないのかな。と言いたかったんですけども、私は結構良いのではないかなと思ってしまいました。
増山議長	スピーチ自体は良いんですけどね、時間がね、少し気になってしまいますよね。大変ですよね。
佐俣委員	よろしいですか。
増山議長	どうぞ。
佐俣委員	一点教えて下さい。景観ボランティアの募集の関係なんですけども、実は友人からも聞かれた案件なんですけども、募集とかは別にこれ団体加入でなくて個人でボランティアしたいって場合に、講習受講して個人で活動できるという事でよろしいですか。 その際に、これを見ますとボランティア活動団体が2団体ありまして、かつボランティア保険加入者が28名、これは青少年課で加入とありますが、個人で例えば各班を組んで巡回する活動というのは、毎年されているということではよろしいですか。
事務局 (八木田補佐)	まずは、適正化旬間というのが9月にありまして、そちらの時は活動して下さいという通知を出させていただいています。それ以外は特に任意で活動していただいている形ですね。 それと除却するに当たっては複数人数で行って下さいとお願いしています。ちょっと1人で登録している方は活動しづらい所もあるかもしれません。もしよろしければ、お2人で一緒に受講していただいて

	活動していただければと思います。
佐俣委員	わかりました、ありがとうございます。
増山議長	他によろしいですか。
増山議長	先ほど、簡易除却で常習エリアというのはどういう意味でしたか。
事務局 (八木田補佐)	常習エリアというのは、よく貼ってあるところです。
増山議長	大体固定してエリアがあるんでしょうか。
事務局 (八木田補佐)	同じようなところに金融のものが貼ってあるとかですね。 ただ、今回ですね、先月位から市内広域に貼ってあるのが見つかりましたので、普段からあるのは白に黒い素っ気ないような電話番号書いてあるものなんですけども、最近のはカラフルなものが貼られてるということで、やはりよく目立つので、今週来週あたりで取りに行きたいなと考えているんですけど、先週も取りに行ったんですけども全然取りきれないですね。
権田委員	仕事でいつも同じ道通っていると、無かったのが貼ってあると分かりますね。
増山議長	常習エリアというのはやはり貼られやすい何か空間的な特徴というのがあるのですか。
事務局 (八木田補佐)	あるんですかね、やはり違う電話番号が貼ってある所もあるので、どういふのか分からないんですけども。 分かりやすいのはパチンコ屋さんの側とか、そういう感じなのかなという気はしますけども。
事務局 (赤坂部長)	貼りやすく剥がしやすい、やはり目に付くというところでしょうね。
柳澤委員	そういうのは剥がすだけで、そこに電話して注意するとかはしていないのですか。
事務局 (八木田補佐)	今のところそれはしていないんですけども、不動産会社とかはしているんですけども。まあ、はっきり言ってしまうと他のところからも入ってくるんですけども、してもやるだけ無駄と言いますか、ハイハイで切られちゃって終わりだよという感じで、それでもした方が良いのかなと思っているんですけども、今のところはその関係についてはしていないですね。
西村委員	西村と申します。私も新田環境みらいの会で登録しているんですけども、どうやっているかというところでですね。 所属している人が回っていて、何か電柱なんかに貼ってあると連絡して、2人以上で行って除却、申請して除却する形ですけども、特にぶらぶらというか回っていて気付いたところはやるような形でして、パトロールとしてやっているというようなことはないんですけども、そのようは形で活動しています。 最近、結構金融関係が多くなっていて、不動産関係もたぶん消費税の値上げの関係か太田市以外でも多くなっているように感じます。
増山議長	他にはいかがでしょうか。 最初に質問有りました開発行為の話が出ましたが、開発行為は1,000でしたっけ、太田の場合は1,000㎡を超えるもの。 割合、規模的には小さめから届出という形ですか、大体1,000ですか。

事務局 (八木田補佐)	1, 000㎡です、元々の群馬県が1, 000だったというのを継承しています。
増山議長	数が結構多いですね。まあ、良いと思うんだけども。 1, 000だとこれ位になりますね、数は増えますよね。
増山議長	他にはいかがでしょうか。
間々田委員	主に環境の関係になっちゃうと思うんですが、いわゆる投棄、捨ててある品物ですけども、センターの町の方の清掃等の活動したんですが、色々なものが捨てられているという風なことがあって、まあ、この景観の方は直接は関係ないと言えないのかなと感じはしないでもないですけど、その環境課ですかね、そちらの方と連携を取って、いわゆる投棄をしない、させないという風な活動の方をどうかなと考えたんですけども。
事務局 (八木田補佐)	これは直接はやってないですけども、景観ボランティアさんをお願いしているのは景観阻害物件の通報というのをお願いしております、市役所のどこに言っているのか分からないというのは結構問題にはなっていますので、汚いので景観上問題が有るよというのは連絡をいただいております。 先ほど話がありました環境ですとか、場所によっては農業ですとか話を繋げることもありますので、連絡していただければと考えております。
間々田委員	住民というか、大体区長さん通じてね、そういう連絡っていうのが一般的かなと思うんですけど、それに対して町としての対応の仕方というのを色々やられたらどうかと思うんですけど。
増山議長	ボランティアの方も気づいた時には景観の方に連絡、また各部署にという形もあるし、それから地元住民の所から連絡、自治会として通報というのものもある。はい、ありがとうございます。 他にはいかがでしょうか。 はい、どうぞ。
渡邊委員	屋外広告物の是正指導マップというのを現況見せていただいたんですけども、これ、太田市の事業ですので太田市案件になると思うんですが、道路というのは繋がっていますので、近隣の市町村に関してはどういったような状況なのか、同じように道路の延長線上で同じような事業をしているのか、お分かりになれば教えてください。
事務局 (八木田補佐)	東部の大泉とか邑楽町に関しては館林土木事務所の方でやっておりまして、ちょっとこれからやりたいから教えて欲しいんだよね、と話がありましたが、その後やっているかは分からない状況です。 北側の桐生市に関しては、もうやり始めていると聞いていますけども、桐生市は屋外広告物条例定めたのが最近ですのでそれほど進んでいないと思います。 西側の伊勢崎市については太田市よりも先に屋外広告物条例施行しましたので、結構そういう是正指導も早めに取り組んでやっているところですね。 後は、北側の栃木県足利市ですとか南側の深谷、熊谷に関しては条例自体も違うので、行くと急に大きな看板が出る感じにはなると思います。それはもう制度が違うので、全然違うような感じで考えていただいて、県内は隣接しているところは制度が違うことはないので、太田市から出て行ったら急に大きいのがあったら違反の看板ということになります。

増山議長	屋外広告物の話で、渡邊先生からありました。景観、広域景観というか広域連携の話でシンポジウムとかやって、色々太田市さんにもお世話になったことあるんだけど、すごく大事な話なので、今後も景観づくりには是非連携で何とか、太田市が少しリード役になって広告物関係もなっただけだとありがたいなと思います。
増山議長	他にはいかがでしょうか。 よろしいですか、沢山のご意見等いただきました。お諮り致します。報告第1号について、承認するという事でご異議ございませんか。
委員	(一同、異議なしの声)
増山議長	ありがとうございます。 「異議なし」と認めます。よって、報告第1号については、承認されました。
増山議長	次に、報告第2号について、事務局より説明をいたします。
議案説明 (八木田補佐)	<p>それでは議案書の9ページをお開きください。 それでは、報告第2号「令和元年度景観関連事業計画について」ご説明いたします。</p> <p>1番の景観法届出対象行為の届出受理に関しては、引き続き届出に係る相談・指導を行ってまいります。 農地転用や開発許可申請の事前照合時、建築確認の案件のうち、届出対象となる大規模な行為に関して、早期の周知・指導を行ってまいります。</p> <p>2番の第9回太田市景観賞・景観講演会は、先ほどの議案のとおり、1月下旬に表彰式を行う予定で進めてまいります。</p> <p>3番、第10回お気に入りの景観発表会は、今もイオンモール太田で展示しておりますが、26名の方から69点の応募がありました。 第10回は、既の実施している案件ですので、改めまして次の開催ということで、来年度第11回の開催に関して検討している内容を報告します。 期間は例年どおりですが、会場に関しては、本年度イオンモールやニコモールで開催したことを踏まえて選定いたします。 応募方法として、行政区の地区のお気に入りの景観を選出してもらったら楽しいかな、と思いましたので、行政区にお願いしてまいります。このとき、景観賞に該当しそうな案件がありましたらそちらの準備もお願いしたいかなと考えております。 パソコンやスマホからの投稿フォームを導入しましたが、残念ながら本年度は応募がございませんでした。周知不足もあったかもしれませんが、SNSなんかの利用に比べると、住所や氏名の入力など、手軽さを欠いたとことに問題があったかもしれませんので、匿名での応募や随時受付なども検討したいと考えております。 その2点と合わせまして、記念品などの取り扱いも、現在は太田市金券の方で行っているんですが、匿名での応募などは記念品を贈ることもできよう形になりますので、併せて検討していきたいと考えています。</p>

	<p>4番の（仮称）みんなのお気に入りの景観については、先ほどのお気に入りの景観発表会が10回を迎えたと報告させていただいたのですが、それをまとめたものを発表しようとするものです。広報おたの10月10日号にカラー2ページを使って周知する他、11月10日にエアリスで開催します、産業環境フェスティバルの中の環境フェアでの展示も西村委員さんにご協力いただきまして、展示を予定しております。</p> <p>5番、景観重点地区の指定に向けた取り組みに関しては、協議第1号で説明させていただきます。</p> <p>6番の屋外広告物許可申請等・是正指導については、許可申請事務に係る現地調査を行い、違反物件の早期発見・是正に努めてまいります。</p> <p>特に②番の是正指導に関しては、本日お配りいたしました、屋外広告物是正指導マップでしめしましたとおり、本年度で主要道路の沿道調査を終了させる計画でございます。</p> <p>その他、景観ボランティアの募集や適性化旬間などの集中パトロール、7月9日に群馬会館で開催される「ぐんま景観まちづくり展」への参加、風致地区内における建築等の規制事務などを行ってまいります。</p> <p>特に景観ボランティアに関して、昨年3月に景観賞巡りを実施させていただいたのですが、後継事業について、9月の適正化旬間を目標に実施したいと考えております。</p> <p>令和元年度の事業計画につきましては、以上になります。</p>
増山議長	<p>どうもありがとうございました。</p> <p>只今、報告第2号、今年度の計画について説明がありました。</p> <p>只今の説明に関しまして、ご意見等がありましたらお願いします。</p>
栗原委員	<p>本年度の計画にもありましたが、お気に入りの景観発表会が10回目、私も本庁舎に展示したものを一般市民として見させていただきましたが、「太田にこんな素晴らしい景観が、隠れたスポットがあったのか」と改めて感じました。</p> <p>これを10回も続けてきたということで、まとめて広報に出すということですが、その人気投票などを企画するとかして、隠れた太田の景観の中から人気のあるものを育てていったらいいのではないかと思います。</p> <p>既成概念の中で考えるだけでなく、若い人たちや外国人などの目線から見て「すばらしい！」と発信されているものがありますよね。そういうものがまだまだ太田では少なく、工業都市というイメージの中でそういうものが出てきて、新しい太田の顔を売り出せたらいいなと思っています。</p> <p>ただ発表会をするだけではなくて、せっかくいい目線で取っている写真がたくさん出ているので使えると思います。例えば、足利フラワーパークは、はじめのころは足利市民もそこまで評価はしてなかったと思うんですが、管理も良くなったんでしょうけれども、今ではすっかり全国的になり、海外の人からも「見に行きたい」「なんて幻想的</p>

	<p>なんだ」と評価する声を聴くまでもになりました。</p> <p>そのような、新しいものを発見し、育てていけたらいいなあ、と、この展示を見て感じましたので、その辺に重点をおいてはいかがかと思っ ての質問と提案です。</p>
増山議長	<p>発表だけでなく、お気に入りの景観のいいものを膨らませて生かしてほしいという提案なんです が、いかがですか。</p>
事務局 (八木田補佐)	<p>この件に関しては、景観の係に限らずの話になってくると思います。観光ですとか、花と緑の課ですとか。例えば、ホームページには、春の花の開花情報なども観光の方で載せておるのですが、それをリンクさせて、景観賞の見ごろ情報やお気に入りの景観情報、村井委員さんも行っています花と緑の課のオープンガーデンの情報なども加えて、どこからでも多くの人に見られるように連携して発信していくことで、新しい発見も生まれていくと思うので、そういうことにも取り組んでいけたらと思います。</p>
増山議長	<p>そうですね。10回まとめて500件もありますから、これを材料に新しい展開に、ぜひ生かしたいですね。</p>
若林委員	<p>お気に入りの景観発表会の作品の中には、景観賞の見ごろの時季を撮りに行ったものが多くなってきましたね。景観賞とお気に入りの景観発表会をどこかで結びつけるようにしていくと、いい展開になるのではないかと思います。</p> <p>景観賞だけではなくて、景観重点地区、例えば菅塩などの景観のいいところを、「このとき、ここから、…」をプレートにでも書いて、太田市のあちこちに建てるように、景観賞とあわせて、選定していくこともできないかなと考えています。</p> <p>事務局も、屋外広告物のこんな大変な仕事をやっていて、事務的にも大変だと思うんですが、できるところから、で考えられるかなと思います。景観賞や発表会、どちらも素晴らしいと思うんですね。今後 に生かせたらと思います。</p>
増山議長	<p>「このとき、ここから、この景色」っていいですよ。時間の変化もあり、もちろん景観だから「どこから」も大事ですよ。</p>
間々田委員	<p>季節と景観ポイントを組み合わせ、景観マップを作ったらいかがでしょうか。ポイントを春のコースとかルート化したマップを作ったり、ツアーをしたりしても面白いと思います。</p>
増山議長	<p>絵になる風景、インスタ映え、とかもありますよね。これは考えてみましょうかね。</p>
若林委員	<p>実際やるとなると大変ですけどね。委員を振り分けて地区別に作る とか、大変そうだけどおもしろそうですね。</p>
増山議長	<p>来る前にイオンの展示を見てきたんですけど、やっている場所がわからなくて、うろうろしてしまいました。吹き抜けの手すりのところのガラスに貼り付けてあったのですが、ちょっと目立ってなくて「さみしい」「もったいないなあ」と感じてしまいました。気づかないで通り過ぎてしまう感じがしてしまいました。</p>
西村委員	<p>ニコモールはとてもいい場所でした。椅子もあって入口にも近くて、大勢の方が見ていて、かなり人気もあったようですので、ぜひ来年も同じ場所で実施してもらえたらと思います。</p>
増山議長	<p>いろいろ、今後にもつながる、いいご意見、ご提案もいただきましたので、どういう形にしても生かしていけたらな、という感じを持ちますね。</p>
増山議長	<p>他にはいかがでしょうか。</p>

	<p>他にご意見もないようですので、お諮りいたします。 報告第2号について、承認することにご異議ございませんか。</p>
委員	<p>(一同、異議なしの声)</p>
増山議長	<p>「異議なし」と認めます。よって、報告第2号については、承認されました。</p>
増山議長	<p>以上をもちまして、審議を終了し議長の職を終わらせていただきます。ご協力ありがとうございました。</p>
事務局 (町田主任)	<p>増山議長におかれましては、円滑に議事を運営していただき、ありがとうございました。また、委員の皆様にも、熱意のある議論をしていただきまして大変ありがとうございました。</p>
事務局 (町田主任)	<p>(6 その他) 日程「第6 その他」につきまして、委員の皆さんからご意見等がございましたらお願いいたします。 ご意見や要望等御座いませんか。</p> <p>(7 閉会) 以上を持ちまして、本日の審議会の全日程を終了させていただきます。 本日は、どうもありがとうございました。</p>